

## 業務説明書

## 1 業務名

令和8年度 浦添市地域経済牽引企業創出事業運営業務

## 2 業務の目的

沖縄経済は、その特徴として「零細性」「後進性」「従属性」が指摘されており、復帰後は規模拡大を続けているものの、需要の拡大によって牽引された経済成長が主であり、著しい脆弱性が見られ、技術進歩、生産性、生産力・移輸出力の成長は乏しく、克服を図るべき状況があるといえる。また、中小企業を取り巻く環境は、急速な変化が続き、エネルギー価格や物価上昇に伴うコストの増加、人手不足等の経営課題に加え、賃上げやDXへの取組などが求められるなど、非常に厳しい状況にある。

このような状況の中、一人あたり市民所得が全国平均を大きく下回る本市において、持続可能な経済成長を実現するためには、地域経済を下支えする中小企業への支援はもとより、高い付加価値を生み出す企業の創出が必要である。

本業務では、市内事業者の事業拡大への機運を高め、成長を目指す市内事業者に対し集中的な支援を行うことにより、地域における雇用・取引の創出、域外資本の獲得、積極的な設備投資等により、地域経済の活性化、市内事業者への波及効果をもたらす企業「地域経済牽引企業」の創出を図ることを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

## 4 令和8年度 業務委託料上限額

20,135,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 業務内容

本業務は、以下の(1)～(6)の内容を踏まえ総合的に企画・運営するものとし、業務内容の詳細については、企画提案の内容に基づき、発注者と協議の上、決定するものとする。

本業務では、発注者が支援対象企業として認定した企業（以下「認定企業」という。）を支援対象とし、新たに認定された企業（以下「追加認定企業」という。）と、本業務の実施年度の前年度までに認定を受け、本業務の実施年度においても継続認定される企業（以下「継続認定企業」という。）に対し、年間に創出する付加価値額（決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額）が、認定直前期から認定年度を含む5年度間以内に年間創出付加価値額を2割以上増加させることを目指した支援を行うものとする。

## (1) 業務計画書の作成

業務実施体制、業務スケジュール及び業務フロー等をまとめた業務計画書を作成・提出するものとし、発注者と協議の上で業務を実施すること。

## (2) 追加認定企業の公募・選定に係る業務

### ア 経営力強化・成長促進に係るセミナー等の開催

市内企業を対象として、成長企業の事例紹介、成長計画等の策定方法、経営力強化・成長促進にかかる施策紹介等を目的としたセミナー等を開催すること。なお、セミナー等の実施方法・内容については、発注者と協議の上決定するものとし、外部専門家の手配が必要となる場合は、謝金・旅費等は受託者が負担するものとする。

### イ 追加認定企業の公募・選定に係る業務

発注者が実施する追加認定企業の公募に係る募集方法や選定プロセス等に関し、専門的な知見による助言や協力等を行うこと。また、発注者が実施する追加認定企業の認定審査にあたり、応募企業の概要調査、地域経済牽引企業としての成長可能性、成長支援の方法・有効性等に関し、専門的な知見からの評価を添えて、認定審査に係る報告資料として発注者へ提出すること。なお、当該報告資料にかかる評価項目等詳細については、発注者と協議の上決定するものとする。

※ 追加認定企業として令和8年度新たに認定する企業は、2者程度を想定。

## (3) 継続認定企業の更新審査に係る業務

発注者が実施する継続認定企業の更新審査の運営や審査資料の作成に関し、目標達成状況の分析結果や専門的な知見による助言や協力等を行うこと。

## (4) 認定企業に対する付加価値額向上に係る集中支援業務

※ 継続4者、追加2者程度、計6者程度の認定企業を支援することを想定。

※ 支援・相談対応の方法については、直接訪問、電話、オンライン等を問わない。

### ア 認定企業の成長計画等の策定支援

認定企業において年間に創出する付加価値額（決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額）が、認定直前期の決算と比較して、認定企業として認定された年度含む5年度以内に2割以上成長することを目標に据えた成長計画等（以下「成長計画等」）の策定支援を目的として、認定企業へのヒアリングや市場調査等を行うことにより、選定企業の属する業界及び競合等の外部環境と、経営戦略及び課題とその優先順位等の内部環境について分析し、理論や経験に裏付けられた客観的視点から助言等を行い、選定企業における意思決定を踏まえた更なる成長に向けた成長計画等の策定・更新作業を支援すること。

### イ サポートプラン（支援計画）の策定

**追加認定企業**の創出する付加価値額向上に向けた課題を診断したうえで、その解決に向けた支援方針を定め、目標に応じた複数年度に渡る中長期的なサポートプランを策定すること。**また、必要に応じて、継続認定企業のサポートプランの更新を行うこと。**

### ウ プッシュ型伴走支援

**認定企業個社ごとに策定された**サポートプランに基づき、以下の手法により事業計画の進捗確認、課題の解決に向けた助言及び支援を積極的に行うこと。

#### (ア) 定期ヒアリング

成長計画等の進捗状況を確認し、認定企業の課題、戦略等の実態に適した支

援策の実施・提案に繋げるため、原則 1 か月に 1 回以上のヒアリングを行うこと。

※ 認定企業とのヒアリングにおいては、認定企業と協議のうえ、発注者及び関係支援機関等の同行（メンバー参加）について調整を行い、適切な課題の把握と助言ができる体制を図ること。

#### (イ) ハンズオン支援

サポートプランに基づき、策定した成長計画等の達成までの各領域におけるタスクの進捗管理、横断的課題の把握、具体的な課題解決等をサポートする実践的な支援を実施すること。なお、必要に応じて、課題解決等に資する知見を有する士業専門家等を手配し、相談対応等を行うこと。なお、士業専門家等への謝金等は受託者が負担するものとする。

#### (ウ) 支援策の紹介、手続き支援

認定企業の状況に適した支援機関等が実施する各種支援策（補助金、セミナー、商談会、展示会等）の情報を収集し、認定企業への情報提供、対応する支援機関に取り次ぎ、支援措置を受けるために必要な手続きのサポートを可能な範囲で行うこと。また、必要に応じて、認定企業に共有範囲等を確認のうえ、認定企業の成長計画等、ヒアリング内容について、関係支援機関と共有し、連携促進を図ること。

#### (5) 定期打ち合わせへの参加

発注者等（必要に応じて、支援関係機関等を含める。）との業務の進捗確認のため、定期的に打合せを実施すること。なお、打ち合せ（直接の面談、オンラインを問わない。）においては、業務の進捗状況や各認定企業に対する支援状況等について、受託者により資料作成・報告するものとし、打ち合せ内容について議事録を作成し発注者へ提出すること。

#### (6) 支援成果の評価及び報告書の作成

認定企業への支援にかかる実施内容、実施結果、成果の評価を行い、本業務の実績を総括し、成果等を取りまとめた報告書（紙媒体及び電子データ）及び本業務の実施にあたり作成した各種資料一式（電子データを保存した DVDR 等）を成果物として納品すること。

#### (7) 追加業務

本業務の実施に当たり、受託者が(1)～(6)の業務に加え、目的の達成に資すると考える業務があれば、委託費の範囲内で提案・実施できるものとする。

### 6 認定企業の費用負担

本業務にかかる認定企業への支援は、原則として、無料で提供するものとする。ただし、以下に掲げる費用については、全額を認定企業の負担とする。疑義が生じた場合は、速やかに発注者へ報告の上、対応について協議すること。

- (1) 受託者が紹介した各専門家等と認定企業が契約することで発生する費用
- (2) 本業務の支援内容の範囲外で、認定企業が受託者と直接契約することで発生する費用
- (3) 認定企業の通信費（電話、ファクス等）、交通費、旅費
- (4) その他、本業務受託に含まれないサービスを認定企業が受けた際に係る費用

## 7 再委託の制限等

本業務の全部を一括して又は本業務における主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

### 【本業務における主たる部分】

- ・ 契約金額の 50 パーセントを超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務
- ・ その他、発注者が契約の主たる部分と決定した業務

## 8 その他特記事項

### (1) 経費対象及び帳票取扱

本業務の実施に係る一切の経費(調査費、消耗品費、人件費、通信運搬費、その他の業務(独自企画)等)は、企画提案時の見積額に含めること。

### (2) 業務成果の帰属等

本業務で取得した全ての財産は、原則として浦添市に帰属するものとする。また、本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は、浦添市に帰属する。ただし、受託者または第 3 者が従前から保有していた著作物の著作権は除く。なお、第 3 者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、発注者は責任を負わない。

### (3) 検査

受託者は、業務の完了後速やかに業務完了報告書及び収支報告書を提出し、発注者が行う検査の結果、不良又は不備がある場合は、受託者の責任において補正するものとする。

### (4) 個人情報の取扱い

本業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適正な管理のもと取り扱い、本業務の目的以外には使用しないこと。また、個人情報に関する問い合わせについては、慎重に対応すること。個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### (5) 情報等の守秘義務

本業務の遂行に関して得られた情報を契約期間中並びに契約期間終了後においても正当な理由なく第三者に漏えい、又は公表・貸与することを禁止し、守秘義務を負うものとする。なお、本業務に係る資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

### (6) 関係法令等の遵守

業務の遂行に当たっては関係法令等を遵守し、発注者との調整及び報告を密に行うこと。

### (7) 双方疑義

本業務の実施にあたり、本説明書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受託者双方が協議して決定する。